

12

令和 7 年第 4 回
多治見市議会定例会
議 案 説 明 資 料

令和 7 年 8 月 21 日

目 次

報第12号	専決処分の報告について	1
報第13号	専決処分の報告について	1
報第16号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	2
報第17号	令和6年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	3
議第72号	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例を廃止するについて	5
議第73号	多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて	6
議第74号	多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて	7
議第75号	多治見市平和太平洋線整備基金条例の一部を改正するについて	8
議第76号	多治見市税条例の一部を改正するについて	8
議第77号	多治見市消防本部等設置条例の一部を改正するについて	9
議第78号	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて	10
議第79号	多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するについて	11
議第80号	多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて	11
議第81号	令和7年度多治見市一般会計補正予算（第2号）	
議第82号	令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第83号	令和7年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第84号	令和7年度多治見市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第85号	令和7年度多治見市下水道事業会計補正予算（第2号）	
1	令和7年度会計別補正予算表	14
2	令和7年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容	15
3	令和7年度一般会計税等内訳一覧表	29
4	令和7年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債務負担行為）	30
5	特別会計の主な事業内容	32
6	企業会計の主な事業内容	33
7	財政判断指数の見込み	34
議第86号	物品供給契約の締結について	35
議第87号	物品供給契約の締結について	35
議第88号	物品供給契約の締結について	36
議第89号	財産の無償譲渡について	36
議第90号	財産の無償貸付けについて	36
議第91号	指定管理者の指定について	37
議第92号	指定管理者の指定について	38

議第93号	指定管理者の指定について -----	39
議第94号	指定管理者の指定について -----	40
議第95号	指定管理者の指定について -----	40
議第96号	指定管理者の指定について -----	41
議第97号	指定管理者の指定について -----	42
議第98号	指定管理者の指定について -----	43
議第99号	指定管理者の指定について -----	43
議第100号	指定管理者の指定について -----	44
議第101号	指定管理者の指定について -----	45
議第102号	指定管理者の指定について -----	46
議第103号	指定管理者の指定について -----	47
議第104号	指定管理者の指定について -----	47
議第105号	指定管理者の指定について -----	48
議第106号	指定管理者の指定について -----	49
議第107号	指定管理者の指定について -----	49
議第108号	指定管理者の指定について -----	50
議第109号	指定管理者の指定について -----	51
議第110号	指定管理者の指定について -----	51
議第111号	指定管理者の指定について -----	52
議第112号	多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について -----	53
議第113号	多治見市教育委員会委員の任命について -----	54
議第114号	多治見市公平委員会委員の選任について -----	54
諮第1号	人権擁護委員の推薦について -----	54

報第12号 専決処分の報告について

令和7年2月5日午後6時50分頃、市内大畑町大洞地内において、多治見市平和霊園敷地から市道114900線路上に倒れた枯木に、同線を北東方向へ走行中の車両が衝突し、当該車両の前部、右側面等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和7年6月28日、630,630円と定めた。

〔過失割合：市側70%、相手側30%〕

報第13号 専決処分の報告について

令和6年3月22日議第36号をもって議決を経た平和中学校外壁等改修工事に係る株式会社吉川組との工事請負契約の一部を次のとおり変更したので報告する。

変更点 1 契約金額 〔変更後〕 一金 540,181,400円

〔変更前〕 一金 530,200,000円

- 2 変更理由 アスベスト切削除去後に外壁打診調査を行ったところ、当初の想定以上にひび割れやコンクリートの浮きが増加していたため、追加補修したもの。

報第16号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和6年度 健全化判断比率 の状況	実質赤字比率 (早期健全化基準) (%)	- (12.11)
	連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (%)	- (17.11)
	実質公債費比率 (早期健全化基準) (%)	△ 2.3 (25.0)
	将来負担比率 (早期健全化基準) (%)	- (350.0)
	岐阜県多治見市	

実質赤字比率	
区分	実質赤字額(単位:千円、%)
一般会計	(A) △ 3,965,448
土地取得事業特別会計	(B) △ 301
市営住宅敷金等特別会計	(C) 0
小計 (A)+(B)+(C)	(D) △ 3,965,749
標準財政規模	(E) 24,669,653
実質赤字比率 (D)/(E)×100	—

連結実質赤字比率	
区分	実質赤字額(単位:千円、%)
一般会計	(1) △ 3,965,448
土地取得事業特別会計	(2) △ 301
市営住宅敷金等特別会計	(3) 0
小計	(4) —
水道事業会計	(5) △ 1,318,609
下水道事業会計	(6) △ 508,799
下水道事業会計	(7) △ 1,170,857
農業集落排水事業会計	(8) △ 2,276
資産不足額又は 基金剰余額	(9) —
基金剰余額	(10) —
標準財政規模	(11) —
国民健康保険事業特別会計	(12) △ 138,391
介護保険事業特別会計	(13) △ 207,044
後期高齢者医療特別会計	(14) △ 56,726
起死回生事業特別会計	(15) △ 23,383
小計 (1)~(16)	(A) △ 7,391,834
標準財政規模	(B) 24,669,653
連結実質赤字比率 (A)/(B)×100	—

実質公債費比率					
区分	区 分	決算額(単位:千円、%)			令和6年度の内訳 ③の内訳
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
分	元利償還金の額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	(1) 3,708,948	3,671,628	3,633,212	③の内訳
	満期一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割当額)等	(2) 0	0	0	水道事業会計
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てると認められる繰入金	(3) 584,751	614,761	575,490	病院事業会計
	一部事務組合等の起にした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	(4) 0	0	0	下水道事業会計
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	(5) 13,634	6,110	6,969	農業集落排水事業会計
	一時借入金の利息	(6) 0	0	0	
	特定財源の額 (都市計画税、その他)	(7) 982,244	1,123,609	1,128,320	
	災害復旧費等に係る標準財政需要額	(8) 2,906,925	2,846,198	2,696,919	
	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	(9) 888,168	876,603	871,375	
	密度補正により標準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	(10) 66,276	68,139	69,451	
子	小計 (公債費等(1)~(6)) - 特財・算入公債費等(7)~(10))	(A) △ 486,280	△ 622,050	△ 350,374	⑤の内訳
	標準財政規模	(11) 23,847,617	24,232,639	24,669,653	標準財政規模事業立替資金償還金
	算入公債費等 (8)~(10)の額	(12) 3,841,369	3,790,940	3,637,745	小口融資利子繰越金
	小計 標準財政規模(11) - 算入公債費等(12)	(B) 20,006,248	20,441,699	21,031,908	
	単年度実質公債費比率 (A)/(B)×100	(C) △ 2,430.64	△ 3,043.04	△ 1,665.92	
実質公債費比率		(C)/(3)			△ 2.3%

将来負担比率					
区分	区 分	決算額(単位:千円、%)			令和6年度の内訳 ②の内訳
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
分	年度末一般会計等の地方債現在高	(1) 34,853,510	34,853,510	34,853,510	②の内訳
	債務負担行為に基づき支出予定額	(2) 4,974	4,974	4,974	多摩町緑地整備事業立替資金償還金
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3) 6,466,501	6,466,501	6,466,501	
	組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4) 0	0	0	
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	(5) 5,271,250	5,271,250	5,271,250	
	設立法人の負債額等に対する一般会計等負担見込額	(6) 0	0	0	
	連結実質赤字額	(7) 0	0	0	
	組合等の連結実質赤字総当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	(8) 0	0	0	
	年度末の充当可能基金現在高	(9) 25,538,137	25,538,137	25,538,137	
	特定繰入見込額(都市計画税等)	(10) 4,116,730	4,116,730	4,116,730	
子	地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額	(11) 35,401,232	35,401,232	35,401,232	③の内訳
	小計 (将来負担額(1)~(8)) - 充当可能財源等(9)~(11)	(A) △ 18,459,864	△ 18,459,864	△ 18,459,864	水道事業会計
	標準財政規模	(12) 24,669,653	24,669,653	24,669,653	病院事業会計
	災害復旧費等に係る標準財政需要額	(13) 2,696,919	2,696,919	2,696,919	下水道事業会計
	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	(14) 871,375	871,375	871,375	農業集落排水事業会計
母	密度補正により標準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	(15) 69,451	69,451	69,451	
	小計 (標準財政規模(12) - 算入公債費等(13)~(15))	(B) 21,031,908	21,031,908	21,031,908	
将来負担比率 (A)/(B)×100		—			

報第17号 令和6年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

1 収入の増加及び支出の抑制

①収入の増加

債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。

②支出の抑制

公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。

諸納付金の収納率

区分			R5年度①	R6年度②	②－①
市 税	現年課税分	目標	98.90%	98.90%	0.00%
		実績	99.15%	99.21%	0.06%
	滞納繰越分	目標	30.00%	31.50%	1.50%
		実績	33.58%	32.32%	△ 1.26%
諸納付金合計 (市税を含む)	現年課税分	実績	99.03%	99.10%	0.07%
	滞納繰越分		28.73%	28.27%	△ 0.46%

経常経費(普通会計)

区分	R5年度①	R6年度②	②－①
歳出額	296.8億円	315.9億円	19.1億円
歳出構成比	72.8%	71.0%	△ 1.8%

2 市債残高(一般会計負担分)の上限

一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。

市債残高

会計名	(1) 一般会計負担分			(2) 実残高		
	R5年度①	R6年度②	②－①	R5年度①	R6年度②	②－①
一般会計	346.8億円	348.5億円	1.7億円	346.8億円	348.5億円	1.7億円
駐車場事業特別会計	—	—	—	2.0億円	1.7億円	△ 0.3億円
水道事業会計	2.5億円	2.9億円	0.4億円	12.7億円	14.7億円	2.0億円
下水道事業会計	72.2億円	69.2億円	△ 3.0億円	144.4億円	138.4億円	△ 6.0億円
農業集落排水事業会計	0.3億円	0.2億円	△ 0.1億円	0.3億円	0.2億円	△ 0.1億円
病院事業会計	17.0億円	17.0億円	0.0億円	34.0億円	34.0億円	0.0億円
合 計	438.8億円	437.9億円	△ 0.9億円	540.2億円	537.5億円	△ 2.7億円

※端数処理により、合計額等が合わない場合があります。

3 基金の適正な管理

(1) 財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。

財政調整基金の可処分額

区分	R5年度①	R6年度②	②－①
財政調整基金残高 A	75.3億円	77.1億円	1.8億円
災害復旧経費留保分 B	14.1億円	15.0億円	0.9億円
リスク引当金 C	0.0億円	0.0億円	0.0億円
可処分額 (A－B－C)	61.2億円	62.1億円	0.9億円

※端数処理により、可処分額等が合わない場合があります。

- (2) 市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和9年度末残高を30億円以上確保します。

市債償還対策基金(合併特例債分を除く)

年度	積立額	取崩額	残高
R2年度	1.1億円	0.0億円	8.6億円
R3年度	2.1億円	0.0億円	10.7億円
R4年度	2.8億円	0.0億円	13.5億円
R5年度	3.1億円	0.0億円	16.5億円
R6年度	2.1億円	0.0億円	18.6億円

※端数処理により、残高が合わない場合があります(以下の基金も同様)。

- (3) 職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。

職員退職手当基金

年度	積立額	取崩額	残高
R2年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R3年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R4年度	0.1億円	0.0億円	20.3億円
R5年度	0.0億円	0.0億円	20.3億円
R6年度	0.0億円	1.0億円	19.4億円

- (4) 庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。

庁舎建設基金

年度	積立額	取崩額	残高
R2年度	1.0億円	0.0億円	20.2億円
R3年度	1.0億円	0.0億円	21.2億円
R4年度	2.0億円	0.0億円	23.2億円
R5年度	2.0億円	0.0億円	25.3億円
R6年度	4.0億円	0.0億円	29.3億円

- (5) 地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。

地域振興基金

年度	積立額	取崩額	残高
R2年度	0.0億円	0.8億円	17.1億円
R3年度	0.0億円	0.7億円	16.4億円
R4年度	0.0億円	0.8億円	15.7億円
R5年度	0.0億円	0.8億円	14.9億円
R6年度	0.0億円	0.8億円	14.2億円

議第72号 多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例を廃止するについて

1 廃止趣旨及び廃止内容

公の施設としての多治見市三の倉市民の里（以下「三の倉市民の里」という。）を令和8年4月1日に廃止する。廃止後の施設は、一般社団法人フォーレサンノクラに対し無償譲渡する。

2 施行日 令和8年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

（1） 三の倉市民の里は、第2次公共施設適正配置計画（令和6年3月策定）に基づき、民間譲渡を検討してきた。

〔廃止理由〕

ア 設置目的は、「青少年の健全育成や市民の生涯学習推進のための宿泊研修施設」であるが、日帰り利用や市外からの少人数宿泊が多くなり、自然体験や観光利用が求められるようになっていた。

イ 建設から30年以上経過し、施設を今後も継続していくためには、大規模な改修工事は避けられないことから統廃合施設として検討していた。

ウ 公共での維持には限界があり、第10次行政改革大綱において民間譲渡の方針を確認した。

（2） 地元法人である一般社団法人フォーレサンノクラ（以下「フォーレサンノクラ」という。）から譲受けの要望あり（令和6年9月30日）

（3） フォーレサンノクラを譲渡先として決定（令和6年12月4日）

〔選定理由〕

ア フォーレサンノクラは、多治見三郷活性協議会が母体であり、地域のにぎわい創出をすることで、雇用の場づくりや定住者を増やすために施設の運営を強く希望してきた。

イ 三郷地区の地域資源を活かした地域経済の活性化を目的としているフォーレサンノクラが運営することで、地元資源（野菜、いちご等）や人材を最大限に活用でき、地域を活性化するとともに、新たなニーズに対応するなどサービスの向上が期待できる。

ウ 地元法人であり、これまでの施設運営にも理解があることから、三の倉市民の里が現在行っている事業（小中学校の課外活動等）を継承する意向がある。

（4） 市とフォーレサンノクラの間で無償譲渡を行うことを決めた協定書を締結（令和7年3月31日）

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 三の倉市民の里の廃止について

〔実施期間〕 令和7年7月1日から同月31日まで

〔寄せられた意見と市の回答〕

（1） 施設廃止後の土地の取扱いについて

（意見の要旨）

フォーレサンノクラの施設運営（経営）が未知数であることや市の関与なく一定の価値のある土地（ＪＲ古虎溪駅、多治見市三の倉センター等が近隣にある。）を売却処分する懸念があることから、土地は無償譲渡ではなく、無償貸与にするべきと考える。

（市の回答）

三の倉市民の里がある三郷地区のにぎわい創出を目的とするフォーレサンノクラが、利用者ニーズに応じて投資等しながら主体的かつ継続的に施設運営をしていくためには、建物だけでなく、土地についても無償譲渡が必要不可欠と判断しました。なお、フォーレサンノクラが施設運営を中止する場合は、フォーレサンノクラが建物を解体処分し、土地の取扱いについても三の倉地域の住民及び市と協議して決定することとしています。

（２） 災害時の指定避難所の維持について

（意見の要旨）

三の倉市民の里を指定避難所として維持して欲しい。

（市の回答）

譲渡後も指定避難所として指定できるようフォーレサンノクラと協議しています。

議第73号 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

仕事と生活の両立支援の拡充について、民間労働法制の施行（令和7年10月1日）から遅れることなく実施するため、人事院規則及び人事院運用通知が改正された（同年4月25日公布又は発布、同年10月1日施行）。本市においても、国と同様に部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の規定の整備等所要の改正を行う。

2 主な改正内容

（１） 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部改正〔第1条〕

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を新設（第18条の2関係）

（２） 多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部改正〔第2条〕

ア 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業を「第1号部分休業」に改める（第10条関係）。

イ 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間で「市の規則で定める時間を超えない範囲内」での部分休業を「第2号部分休業」として新設する（第10条の2から第10条の4まで関係）。

ウ 「部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情」を規定するとともに、部分休業の取消事由を「特別の事情が生じたことにより、職員が部

分休業の申出内容を変更したとき」とする規定に改める（第10条の5及び第12条関係）。

3 施行日 令和7年10月1日

議第74号 多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

多治見市池田保育園及び多治見市旭ヶ丘保育園の管理の変更並びに多治見市立明和幼稚園の閉園に伴い、次の条例について、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 多治見市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部改正〔第1条〕

ア 多治見市池田保育園の民営化及び多治見市旭ヶ丘保育園の認定こども園化に伴い、保育所（公立園）の表から削る（第2条の表関係）。

イ 多治見市池田保育園の民営化及び多治見市旭ヶ丘保育園の直営化（認定こども園化）に伴い、指定管理者の管理による保育所がなくなるため、指定管理に関する文言を削る（第3条、第4条、第6条及び第12条関係）。

(2) 多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和6年条例第2号）の一部改正〔第2条〕

多治見市旭ヶ丘保育園の認定こども園化に伴い、多治見市旭ヶ丘こども園を追加する（第3条の表関係）。

(3) 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第37号）の一部改正〔第3条〕

多治見市立明和幼稚園の閉園に伴い、同幼稚園を削る（第2条の表関係）。

3 施行日 令和8年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

(1) 多治見市池田保育園について

令和7年度末に指定管理期間が終了することを機に、より長期的で安定した保育事業の運営とするため、令和8年度から公私連携保育法人による管理に移行する（完全民営化）。

(2) 多治見市旭ヶ丘保育園について

令和7年度末に指定管理期間が終了することから、運営を市直営による幼保連携型認定こども園へと移行する。

(3) 多治見市立明和幼稚園について

令和7年4月1日時点で園児数16人（平成27年4月1日：134人）となり園児数の減少が著しいことから、令和7年度末に閉園する。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

[実施期間] 令和7年7月1日から同年8月1日まで

[寄せられた意見と市の回答] 意見なし。

議第75号 多治見市平和太平線整備基金条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

本市の内環状道路網を形成する構想路線である平和太平線の整備に係る負担金等の財源に充てるため設置する多治見市平和太平線整備基金の用途を拡大し、市の道路事業に広く充当できるよう所要の改正を行う。

- (1) 題名を多治見市道路整備基金条例に改める（題名関係）。
- (2) 基金の充当先を平和太平線の整備に係る負担金等から都市計画道路の新設改良事業又は市内道路の交通渋滞対策事業に係る事業費、負担金等に改める（第1条及び第3条関係）。

2 施行日 令和7年10月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- (1) 平成27年度末に標記基金を設置し、令和4年度までに7.5億円を積み立て、残高は755,229千円となっている（令和7年4月1日現在）。
- (2) 平和太平線については、平成28年度に市の道路網構想の見直しにおいて、最優先整備路線に位置付け、岐阜県に対して意見交換会や早期実現に向けた要望を実施してきた。
- (3) 平和太平線の整備は、膨大な事業費が見込まれることなどから、早期の事業化が見込まれない状況が続いている。
- (4) 一方で、短期で効果の発現が期待できる改良事業について検討を進めているほか、都市計画道路音羽小田線整備事業については、多くの事業費を要することから、財政負担の平準化も考慮する必要があるところ。
- (5) また、岐阜県及び東濃5市で要望を続けている東濃西部都市間連絡道路についても、これまでの要望活動の結果、整備機運が高まっており、関連する道路事業の必要性も想定されるところ。
- (6) このため、標記基金の用途を平和太平線に限定せず、市の道路事業に広く充当できる基金とすることとした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案件〕 多治見市平和太平線整備基金条例の一部改正について

〔実施期間〕 令和7年6月30日から同年7月30日まで

〔寄せられた意見と市の回答〕 意見なし。

議第76号 多治見市税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。令和8年1月1日以降施行分に限る。）が施行されること等に伴う所要の改正を行う。

- (1) 公示送達について、公示事項をインターネット上において不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置したパソコン

等（電子計算機の映像面に表示したもの）で閲覧できる状態に置く措置をとるものとする規定を整備する（第20条関係）。

（2） 令和8年度以後の各年度分の個人市民税について、控除すべき金額に特定親族特別控除を追加する（第36条の3関係）。

※特定親族：納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く。）で前年の合計所得金額が123万円以下であって、控除対象扶養親族に該当しない者。

※親族には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により里親に養育を委託された児童を含む。

（3） 特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人市民税申告義務に係る規定を整備する（第41条の2関係）。

（4） 給与所得者の扶養親族等申告書に係る記載事項に特定親族を追加する（第41条の3の2関係）。

（5） 特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定を整備する（第41条の3の3関係）。

（6） 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を新設する（附則第15条の2の2関係）。

2 施行日（1の項目番号：施行日）

（2）～（5）：令和8年1月1日

（6）：令和8年4月1日

（1）：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

議第77号 多治見市消防本部等設置条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

令和8年2月15日に多治見北消防署を移転整備（供用開始）することに伴い、多治見北消防署の位置を変更する。また、多治見北消防署の位置変更後の各消防署から救急出動した場合における現場到着に要する時間を基準として、各消防署の管轄区域を改める。

（1） 多治見北消防署の位置を「多治見市根本町7丁目77番地の1」に改める（第3条の表関係）。

（2） 各消防署の管轄区域を次のように改める（第3条の表関係）。

名称	位置	管轄区域
多治見南消防署	多治見市三笠町2丁目21番地	多治見北消防署及び多治見笠原消防署の管轄区域を除く区域

多治見北消防署	多治見市根本町 7 丁目 77番地の 1	赤坂町（5 丁目から 7 丁目までに限る。）、旭ヶ丘、大沢町、大原町、大針町、大藪町、小名田町（7 丁目、大石原、小滝及び西ヶ洞に限る。）、北丘町、北小木町、希望ヶ丘、小泉町、幸町、昭栄町、高根町、宝町（11 丁目及び 12 丁目に限る。）、西坂町、西山町、根本町、光ヶ丘（2 丁目から 4 丁目までに限る。）、姫町、平井町、松坂町、美山町及び明和町の区域
多治見笠原消防署	多治見市笠原町字古御所 2081 番地の 1	市之倉町（1 丁目、3 丁目及び 4 丁目に限る。）、笠原町及び滝呂町（1 丁目、4 丁目から 7 丁目まで及び 16 丁目を除く。）の区域

2 施行日 令和 8 年 2 月 15 日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第 13 条第 1 号関係）】

- （1）多治見北消防署は昭和 46 年 10 月に建築し、53 年が経過し老朽化が進んでいることから、公共施設適正配置計画において、建て替え方針とした。
- （2）令和元年度に市職員で構成する多治見北消防署移転整備プロジェクトチームを設置し、検討を行った。候補地 5 地点から、適地を 3 箇所選定し、市域に対する消防署の配置バランス、現場到着時間などを基準として最終的に根本町を選定した。
- （3）第 8 次多治見市総合計画により移転整備を実施し、令和 8 年 1 月完成、同年 2 月 15 日に供用開始することを決定した（令和 7 年 6 月 30 日政策会議）。

【市民参加状況報告（市民参加条例第 7 条第 3 項、議会基本条例第 13 条第 4 号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案件〕 多治見市消防本部等設置条例の一部改正について

〔実施期間〕 令和 7 年 6 月 16 日から同年 7 月 22 日まで

〔寄せられた意見と市の回答〕 意見なし。

議第 78 号 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

学校の体育館（多目的室を除く。）及び武道場の冷暖房設備使用料の納入について、使用者の利便性向上及び施設管理・運用の効率化のために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 に規定する指定納付受託者に納付の委託（QR コード決済の導入）をすることができることとする規定等の整備を行う。

2 改正内容

- （1）使用料をあらかじめ納入することに代えて、指定納付受託者に納付の委託をすることができる規定を設ける（第 3 条関係）。
- （2）体育館（多目的室を除く。）及び武道場の冷暖房設備を使用する場合の冷暖房設備使用料は、1 時間までごとに 3,500 円以内で市長が定める額とする（別表 1 学校の施設に係る使用料関係）。

3 施行日 令和7年11月1日

議第79号 多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

企業職員の部分休業の取得パターンが多様化するため、部分休業を取得する場合の給与の減額に関する規定中の部分休業の定義規定を明確化する。

(1) 職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得できる部分休業は、1日の勤務時間の全部若しくは一部を勤務しないことができるものとする（第16条関係）。

(2) 修学部分休業及び高齢者部分休業は、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことができるものとする（第16条関係）。

2 施行日 令和7年10月1日

議第80号 多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

水道施設及び管路の耐震化並びに人口減少に伴う給水収益の減少等の課題に対し、将来にわたって安定的な水道サービスを維持するため、給水料金を20%増額改定することに伴い、第26条第1項に定める給水料金の算定の規定を改める。

(1) 基本料金（1の使用月につき）

	新	旧	値上げ額
量水器の口径	量水器1個につき		
13ミリメートル	768円	640円	128円
20ミリメートル	1,200円	1,000円	200円
25ミリメートル	1,680円	1,400円	280円
30ミリメートル	2,340円	1,950円	390円
40ミリメートル	4,500円	3,750円	750円
50ミリメートル	7,860円	6,550円	1,310円
75ミリメートル	15,780円	13,150円	2,630円
100ミリメートル以上	25,980円	21,650円	4,330円

(2) 従量料金（1の使用月につき）

			新	旧	値上げ額
用途別	1立方メートルにつき				
一般用	第1段	8立方メートルまで	84円	70円	14円
	第2段	9立方メートルから20立方メートルまで	168円	140円	28円
	第3段	21立方メートルから	228円	190円	38円

		ら50立方メートル まで			
	第4段	51立方メートル以 上	264円	220円	44円
特殊用	公園、公民館等で住民が無料で使用する施設用及び公衆浴場（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金の統制を受けるものをいう。）		84円	70円	14円

2 施行日 令和8年2月1日

3 適用 令和8年6月30日以後の納期限に係る給水料金について適用

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

給水料金の増額改定に当たり、多治見市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）に対し、令和7年度に諮問し、審議会において検討がされた。審議会からの答申の要旨は次のとおり。

- （1）物価高騰の中、施設の耐震化、更新にかかる事業費は増大する一方で、人口減少により給水収益は減少していくことが見込まれており、将来を見据えた経営基盤の強化が必須である。
- （2）現行の料金体系のままでは、令和8年度に収益的収支の赤字が発生し、令和10年度には内部留保資金が底をつく見込みであり、水道料金の改定による給水収益の確保は急務である。
- （3）南海トラフ巨大地震などの大規模災害の備えとして、水道施設及び管路の耐震化や更新を計画的に進めていくことが不可欠であり、防災・減災対策のためにも水道料金の増額改定は必要である。

これらのことから、給水料金を令和8年4月から20%増額改定することについて、適当と認める。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 経営基盤強化に向けた水道料金の増額改定について

[実施期間] 令和7年7月1日から同月31日まで

[寄せられた意見と市の回答]

（意見の要旨）

生活インフラである水道（施設等）を維持するために、水道料金の値上げはやむを得ないと考えます。老朽化した施設等が破損し、長期的に使用できなくなるということがないよう、適切な対応をお願いしたい。

（市の回答）

貴重なご意見ありがとうございました。

- 議第81号 令和7年度多治見市一般会計補正予算（第2号）
議第82号 令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第83号 令和7年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第84号 令和7年度多治見市水道事業会計補正予算（第1号）
議第85号 令和7年度多治見市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第81号	一般会計	補正第2号	51,182,452	377,525	51,559,977
議第82号	国民健康保険事業特別会計	補正第1号	11,100,843	36,523	11,137,366
議第83号	介護保険事業特別会計	補正第1号	10,665,076	159,910	10,824,986
議第84号	水道事業会計	補正第1号	3,924,728	5,843	3,930,571
議第85号	下水道事業会計	補正第2号	5,919,446	△ 1,388	5,918,058
予	算 総 括 集 計		87,450,840	578,413	88,029,253

令和7年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容

(単位:千円)

議第81号

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	議会費	議会設備改良事業費	議員用タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入に伴う備品購入費等の追加	5,868				5,868
2	総務費	国際化促進事業費	多治見市近郊に住む外国人を対象とした交流イベントの開催に伴う賄い・材料費等の増額 ※ 財源:企業版ふるさと応援寄附金、諸収入(イベント参加費)	550			550	
3	総務費	広報関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				143	△ 143
4	総務費	市有施設整備調査研究費	笠原中学校跡地活用準備事業について、境界確定業務及び測量・登記範囲の拡大に伴う委託料の増額 ※ 継続費の変更有り	2,106				2,106
5	総務費	人口対策戦略関係費	企業版ふるさと納税に係る寄附採納見込みに伴う財源更正				10,000	△ 10,000
6	総務費	企業版ふるさと納税事務費	民間事業者を活用した企業版ふるさと納税について、寄附額増に伴う委託料の増額 ※ 寄附金額の20%(+消費税)を委託料として支出	2,200				2,200
7	総務費	大学誘致関係費	令和8年3月31日で廃止となる多治見市医師会看護専門学校について、本市が無償譲受した後、中京学院大学に建物を無償譲渡することに係る建物鑑定評価業務に伴う委託料の増額 ※ 建物概要 所在:音羽町三丁目19番地2 構造:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 延床面積 619.5㎡ 完成年月日:平成28年2月25日	558				558

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	総務費	新本庁舎等ネットワーク構築事務費	新本庁舎等のネットワーク設備に係る基本設計に伴う委託料の追加 ※ 継続費の追加あり	3,300				3,300
9	総務費	自治組織関係費	第2弾「広げよう、ラジオ体操の輪」の開催に伴う消耗品費等の増額 ※ 財源:企業版ふるさと応援寄附金	1,000			1,000	
10	総務費	文化会館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	5,873	5,873			
11	総務費	市民の里管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,744	1,744			
12	総務費	市民の里施設整備費	キャンプ場の廃止済み浄化槽を撤去することに伴う工事費等の増額	7,797				7,797
13	総務費	地域公共交通対策関係費	①自動車運転関係 △108,989千円 市単独での取組から東濃自動車運転推進コンソーシアムでの取組となったことに伴い、コンソーシアムが事業者へ委託料を支払い各市はコンソーシアムへ負担金を支払うこととなったことによる委託料の減額及び負担金の追加 ※ 財源:国庫補助金(△119,028千円)、県補助金(5,019千円) ②バスチケット65の利用見込み増による扶助費の増額 10,808千円 ③経年により古虎溪駅ロータリー街路灯に不具合が生じていることに伴う修繕料等の増額 2,476千円	△ 95,705	△ 114,009			18,304
14	総務費	第1種会計年度任用職員人件費	中長期在留者住居地届出等事務費委託金の歳入に伴う財源更正		154			△ 154

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
15	総務費	戸籍住民基本台帳関係事務費	標準化に係るネットワーク設定変更及び疎通確認に伴う委託料の増額 ※ 財源: 諸収入(デジタル基盤改革支援補助金)	3,432			3,432	
16	総務費	中長期在留者住居地届出等事務費	外国人の利便性向上等を目的として、在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化することが可能となり、一体化されたカードに情報を記録するための端末取得に伴う備品購入費の追加 ※ 財源: 国庫支出金(委託金)	1,141	1,141			
17	民生費	老人福祉センター運営費	①ウインドウズ10のサポート終了に係るPCの更新に伴う備品購入費等の追加 610千円 ②物価高騰対策に係る指定管理者(サンホーム滝呂、ふれあいセンター姫)への補助金の追加 1,885千円 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	2,495	1,885			610
18	民生費	後期高齢者医療費	令和6年度決算による後期高齢者医療療養給付費負担金の返還に伴う財源更正				90,707	△ 90,707
19	民生費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費	認知症高齢者グループホームの防災改修事業への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金	7,730	7,730			
20	民生費	介護保険料公費負担繰出金	令和6年度決算による低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	2,817	2,112			705
21	民生費	後期高齢者医療広域連合納付金	令和6年度決算による後期高齢者医療広域連合納付金の返還に伴う財源更正				1,655	△ 1,655

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				内 訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
22	民生費	子ども医療給付事業費(市単)	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				3,891	△ 3,891	
23	民生費	過年度返還金(福祉医療)	令和6年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	38,671				38,671	
24	民生費	総合福祉センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	2,428	2,428				
25	民生費	かさばら福祉センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,346	1,346				
26	民生費	過年度返還金(障害者自立支援)	令和6年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	54,001				54,001	
27	民生費	過年度返還金(障害者自立支援医療)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	13,040				13,040	
28	民生費	要電源児者非常用電源整備事業費	非常用電源装置の購入費助成の見込み増に伴う補助金の増額 ※ 財源:県補助金	420	210			210	
29	民生費	過年度返還金(生活困窮者自立支援事業費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	542				542	

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
30	民生費	児童手当給付費	令和6年度決算による国庫負担金及び県負担金精算に伴う財源更正		4,260			△ 4,260
31	民生費	子育て支援短期利用事業費	子育て支援短期利用事業について、利用者見込み増に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金1/3、県補助金1/3	227	150			77
32	民生費	障害児福祉手当給付費	令和6年度決算による特別障害者等給付費国庫負担金の精算に伴う財源更正		96			△ 96
33	民生費	障害児通所支援事業費	令和6年度決算による国庫負担金及び県負担金精算に伴う財源更正 ※ 財源:国1/2、県1/4		7,171			△ 7,171
34	民生費	過年度返還金(児童入所施設措置費等負担金)	令和6年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	993				993
35	民生費	地域子育て支援拠点事業費	池田地域子育て支援センター事業について、子ども・子育て支援交付金の交付要綱改定に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金1/3、県補助金1/3	309	206			103
36	民生費	過年度返還金(児童手当給付費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	34				34
37	民生費	過年度返還金(児童扶養手当給付費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	1,562				1,562

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
38	民生費	過年度返還金(子ども・子育て交付金)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	14,520				14,520
39	民生費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和6年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	4,608				4,608
40	民生費	過年度返還金(母子家庭等対策補助金)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	528				528
41	民生費	保育所管理費	物価高騰対策に係る指定管理者(池田保育園、旭ヶ丘保育園)への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,488	1,488			
42	民生費	私立保育所児童運営費	新たに小規模保育事業所(2園)が開園することに伴う負担金の増額 ※ 財源:国庫負担金1/2、県負担金1/4	50,053	37,539			12,514
43	民生費	私立保育所経営改善等助成費	私立保育園の保育環境改善等事業に係る補助金の増額 ※ 財源:県補助金	4,962	3,308			1,654
44	民生費	第2子保育料無償化事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				5,072	△ 5,072
45	民生費	過年度返還金(保育)	令和6年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	27,170				27,170

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
46	民生費	母子・父子家庭自立支援給付金	高等職業訓練促進給付金について、申請者見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源:国庫補助金3/4	2,640	1,980			660
47	民生費	児童館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者(児童館・児童センター)への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	530	530			
48	民生費	過年度返還金(生活保護扶助費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	6,728				6,728
49	衛生費	健康づくり推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				399	△ 399
50	衛生費	休日・夜間在宅当番医制運営費補助事業費	市民病院における年末年始の診療体制について、多治見市医師会所属の医師も含めた体制とすることに伴う補助金の増額	450				450
51	衛生費	未熟児養育医療給付費	令和6年度決算による国庫負担金及び県負担金精算に伴う財源更正 ※ 財源:国1/2、県1/4		294			△ 294
52	衛生費	過年度返還金(疾病予防対策事業費補助金)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	346				346
53	衛生費	過年度返還金(予防接種費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	898				898

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
54	衛生費	過年度返還金(新型コロナウイルス クチン接種事業費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	3,160				3,160
55	衛生費	火葬場管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金)	119	119			
56	衛生費	面的評価関係事務費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				690	△ 690
57	衛生費	病院事業会計補助金	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				782	△ 782
58	衛生費	焼却施設等運営費	下水汚泥の肥料化推進に係る下水道事業会計からの処分負担 金の減に伴う財源更正				△ 9,690	9,690
59	農林水産業 費	農業再生協議会推進費	地域農業情報活用支援システムに係るウィンドウズ10のサポート 終了に伴い、グループウェア用のPCを利用することによる初回の 接続に必要な使用料等の追加	79				79
60	農林水産業 費	農用施設維持管理費	笠原川からの取水用水路の浚渫に伴う工事費の増額 ※ 財源:地方債(緊急浚渫推進事業債(充当率100%、交付税 措置率70%))	3,500		3,500		
61	商工費	文化工房運営事業関係費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金)	162	162			

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
62	商工費	企業誘致事業費	新たなデクハパーク候補地造成にかかる基本調査を行うことに伴う委託料の追加 ※ 財源: 県補助金	4,831	2,415			2,416
63	商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費	①MINOサステナブルセラミックプロジェクト 580千円 環境省や経産省、大手企業との調整及びキックオフイベント等の実施に伴う旅費の追加 ②セラミックバレー協議会負担金 5,000千円 令和6年度採納した寄附金を原資とし、美濃焼振興事業に係る負担金の増額 ※ 財源: ふるさと応援基金繰入金	5,580			5,580	
64	商工費	美濃焼ミュージアム管理運営事業費	物価高騰対策に係る指定管理者(美濃焼ミュージアム)への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,127	1,127			
65	商工費	観光宣伝事務費	錦町1丁目交差点陶製オブジェの3箇所4片の破損が確認されたことに伴う修繕料の増額	171				171
66	商工費	全市的催事助成費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				421	△ 421
67	商工費	モザイクタイルミュージアム管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,334	1,334			
68	商工費	ロケツアーリズム推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				134	△ 134

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
69	商工費	意匠研究所管理運営費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				△ 5,000	5,000	
70	商工費	意匠研究所調査研究費	景徳鎮市から招待を受け、「2025中国景徳鎮国際陶磁器博覧会」に出席することに伴う旅費等の増額	640				640	
71	商工費	地場産業技術開発費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,370	△ 1,370	
72	商工費	産業文化センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	5,122	5,122				
73	土木費	道路橋りょう維持費	市内道路修繕の増等に伴う工事請負費の増額	5,000				5,000	
74	土木費	橋りょう長寿命化事業費	国庫補助金の交付額決定に伴う工事請負費の減額 財源: 国庫補助金、地方債	△ 53,128	△ 30,118	△ 22,200		△ 810	
75	土木費	道路施設点検事業費	国庫補助金の交付額決定に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金	2,527	6,083			△ 3,556	
76	土木費	道路改良事業費(単独)	市道舗装・側溝改良箇所の増等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	96,700		96,700			

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
77	土木費	河川維持費	早急に修繕すべき護岸の補修等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	20,744		6,000		14,744
78	土木費	浸水対策事業費	浸水対策のための笠原地区においての排水路整備工事について、施工時期平準化のため、次年度整備予定を前倒しすることに伴う工事請負費の増額	30,000				30,000
79	消防費	応急手当普及関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				966	△ 966
80	教育費	土曜学習講座実施事業費	寄附採納予定により、土曜学習講座の拡充実施に伴う使用料及び賃借料等の増額	500			500	
81	教育費	小学校管理費	①小泉小学校体育館空調運用開始に伴う燃料費等の増額 1,401千円 ※ 財源:学校開放使用料 ②寄附金採納に係る図書購入に伴う備品購入費の増額 100千円 ③寄附金採納に係る物置設置に伴う委託料の増額 250千円	1,751			445	1,306
82	教育費	小学校ICT整備事業費	デジタル活用推進事業債の充当に伴う財源更正 ※ 充当率90%、交付税措置率50%			18,600		△ 18,600
83	教育費	要保護児童等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,520	△ 1,520
84	教育費	小学校施設改良事業費	地方債メニュー変更による地方債の増額に伴う財源更正 ※ 財源:公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化)(充当率90%、交付税措置率30%)、修繕引当基金繰入金			4,600	△ 4,600	

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
85	教育費	小学校施設改良事業費	配膳室搬入口と職員室との連絡用インターホンが未設置の4校(小泉、市之倉、根本、脇之島)に新たにインターホンを設置することに伴う工事請負費の追加	1,804				1,804
86	教育費	中学校管理費	陶都中学校体育館空調運用開始に伴う燃料費等の増額 ※ 財源:学校開放使用料	2,421			73	2,348
87	教育費	中学校ICT整備事業費	デジタル活用推進事業債の充当に伴う財源更正 ※ 充当率90%、交付税措置率50%			12,000		△ 12,000
88	教育費	要保護生徒等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,520	△ 1,520
89	教育費	中学校施設改良事業費	地方債メニュー変更による地方債の増額に伴う財源更正 ※ 財源:公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化)(充当率90%、交付税措置率30%)、修繕引当基金繰入金			11,000	△ 11,000	
90	教育費	中学校施設改良事業費	配膳室搬入口と職員室との連絡用インターホンが未設置の4校(陶都、北陵、南ヶ丘、小泉)に新たにインターホンを設置することに伴う工事請負費の追加	1,804				1,804
91	教育費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和6年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	29,438				29,438
92	教育費	公民館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	6,710	5,590			1,120

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
93	教育費	笠原中央公民館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	3,613	3,613			
94	教育費	学習館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者(図書館本館、市民活動交流支援センターを含む)への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	6,145	6,145			
95	教育費	図書館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者(子ども情報センター)への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	137	137			
96	教育費	学校開放関係費	学校体育館等空調使用料に係るQR決済に伴う手数料の追加	3				3
97	教育費	生涯スポーツ普及活動費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				605	△ 605
98	教育費	体育施設管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,127	1,127			
99	教育費	体育館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,107	1,107			
100	教育費	学校給食管理運営費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				8,000	△ 8,000

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源 内 訳			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
101	教育費	旧調理場施設関係費	令和6年8月に財産売買契約を締結した旧食器洗浄センターについて、除害施設内に汚泥の残置が確認されたことを受け、契約書の規定(契約外の事項)に基づく協議を行い、汚泥処理費用の一部を市が負担することに伴う負担金の追加	11,897				11,897
合 計 (補正額総額)				377,525	△ 28,401	130,200	109,165	166,561

令和7年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第2号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰 入 金	財政調整基金繰入金	
	(うち 可処分)	
	(うち 災害留保分)	
21 繰 越 金		166,561
22 諸 収 入 市 預 金 利 子		
23 市 債 償 還 時 財 政 対 策 債		
そ の 他 一 般 財 源		
合 計	計	166,561

令和7年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容

（継続費）

（単位：千円）

項目	番号	事業名	総額	年度	年割	額	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の追加	1	新本庁舎等ネットワーク設計業務	9,900	7		3,300				3,300
				8		6,600				6,600
				計		9,900				9,900

（単位：千円）

項目	番号	事業名	総額	年度	年割	額	財源内訳			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の変更	1	変更前	36,262	6		12,110				12,110
				7		11,906				11,906
				8		12,246				12,246
				計		36,262				36,262
		変更後	40,131	6		12,110				12,110
				7		14,012				14,012
				8		14,009				14,009
				計		40,131				40,131

(繰越明許費)			(単位:千円)				
項 目	番 号	事 業 名	金 額	財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
繰越明許費の追加	1	自動車購入費 (3.5tトラック車購入事業)	11,794		8,600		3,194
	2	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事(笠原町))	9,600		9,600		
	3	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事(大針町))	12,000		12,000		
	4	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事(旭ヶ丘10))	6,600		6,600		
	5	道路改良事業費(単独) (舗装整備工事(根本町3))	7,200		7,200		
	6	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事(大畑町大洞))	7,800		7,800		
	7	浸水対策事業費 (浸水対策工事(笠原町))	30,000				30,000

(債務負担行為)		(単位:千円)						
項 目	番 号	事 業 項	期 間	限 度 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
債務負担行為の追加	1	市民の里譲渡関係事業	令和8年度	33,850				33,850
	2	かさはら福祉センター指定管理委託	令和8年度から 令和10年度まで	77,136				77,136
	3	産後ケア事業業務委託(市民病院分・加算増額)	令和8年度	1泊当たりの加算額15,000円	限度額の3/4			限度額の1/4
	4	音羽小田線道路詳細設計業務委託	令和8年度	42,383				42,383
	5	喜多緑地遊具整備工事	令和8年度	50,000		45,000		5,000
	6	高校生奨学資金給費 (令和8年度入学者分)	令和8年度から 令和10年度まで	2,520			2,520	

特別会計の主な事業内容

議第82号

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰 越 金	
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号)	1	特定健康診査・保健指導負担金返還金	令和6年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	5,322					5,322
	2	国民健康保険保険給付費等交付金返還金	令和6年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	30,007					30,007
	3	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金返還金	令和6年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	1,194					1,194
	合 計			36,523					36,523

(債務負担行為)

項 目	番 号	事 業 名	期 間	限 度 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰 越 金	
債務負担行為の変更	補正前	電子レセプト内容点検業務委託	令和8年度	3,960			3,960		
	補正後		令和8年度	4,607			4,607		

議第83号

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰 越 金	
介護保険事業 特別会計 (補正第1号)	1	介護給付費準備基金積立金	令和6年度決算に係る前年度繰越金等を介護給付費準備基金に積み立てる積立金の増額 ※ 財源:国庫補助金(追加交付)、介護保険除料公費負担繰入金	136,419	49		2,817		133,553
	2	国庫支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	13,899					13,899
	3	県支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和6年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	9,466					9,466
	4	県支出金過年度還付金(地域支援事業)	令和6年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	126					126
合 計				159,910	49		2,817		157,044

企業会計の主な事業内容
議第84号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
水道事業会計 (補正第1号)	1	営業費用 (総係費)	人事配置による人件費の増額等	5,843
合 計				5,843

議第85号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
下水道事業会計 (補正第2号)	1	営業費用 (汚水処理場費)	下水汚泥の肥料化増に伴う負担金の減額及び委託料の増額	△ 4,410
	2	営業費用 (総係費)	人事配置による人件費負担金の増額等	3,022
合 計				△ 1,388

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第2号)	6.3	74.8	24.6	91.0	△ 2,550,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	75.1	21.7	91.3	△ 1,050,000
財政判断指数 (当初予算)	6.5	74.9	21.7	91.0	△ 1,080,000
財政判断指数(目標値)	7.0	74.0	15.0	90.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	77.0	7.5	93.0	—

議第86号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 基幹系接続パソコン等購入
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 10,953,800円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23番20号
株式会社大塚商会 中部支社
支社長 上村 親志

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 2者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 30.97%
- ・ 入札日 令和7年7月16日

事業概要：

1 事業内容

住民・税情報等の基幹系ネットワークに接続して利用するパーソナルコンピュータ及び液晶ディスプレイ等附属品一式を購入するもの。

なお、本事業では物件の納入のみを行うものとし、納入物件の設置・設定などの作業については、本事業の対象外。

2 購入物件：デスクトップパソコン一式 110台

3 履行期間：契約日～令和7年11月28日 仮契約日：令和7年7月22日

議第87号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 ききょうバス中心市街地線バス車両購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 24,327,999円
- 4 契約の相手方 多治見市東町1丁目21番地
東濃自動車工業株式会社
代表取締役 古田 祐嗣

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 3者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 92.99%
- ・ 入札日 令和7年7月9日

事業概要：

1 事業内容

現在、市が運行しているききょうバス中心市街地線坂上ルートに使用している車両が、使用開始から7年が経過し、老朽化したため購入するもの。

2 購入物件：ききょうバス中心市街地線バス車両（日野自動車ポンチョ）1台

3 履行期間：契約日～令和8年3月31日 仮契約日：令和7年7月14日

議第88号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 笠原小中学校教材用備品購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 68,090,000円
- 4 契約の相手方 多治見市青木町22番地の1
有限会社佐藤教栄図書店
代表取締役 佐藤 雅孝

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 4 者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 88.82%
- ・ 入札日 令和7年8月6日

事業概要：

1 事業内容

令和8年4月に開校する笠原小中学校の授業等で使用する備品を購入するもの。

2 購入物件：顕微鏡、とび箱、電子オルガン他536件

3 履行期間：契約日～令和8年3月19日 仮契約日：令和7年8月13日

議第89号 財産の無償譲渡について

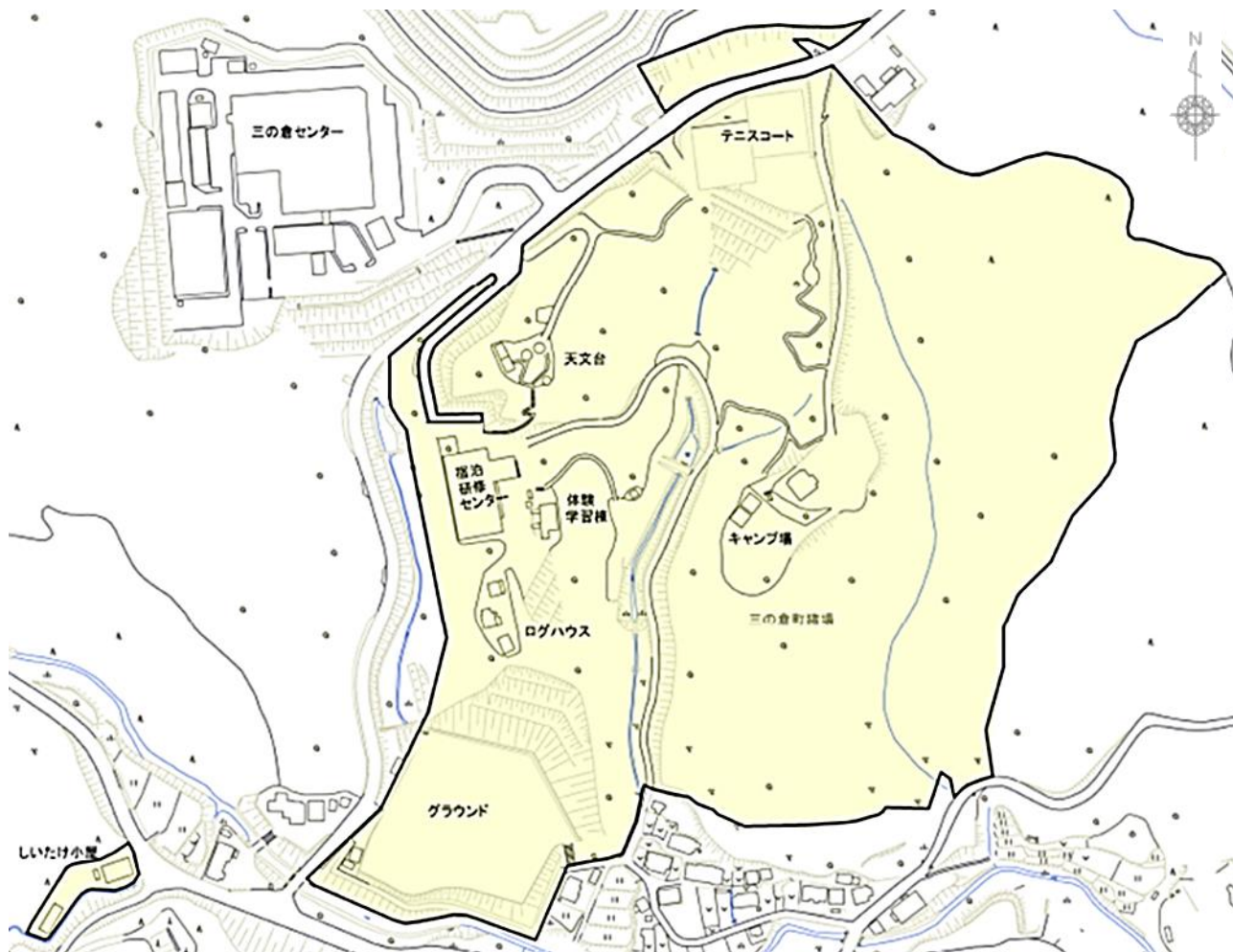
多治見市三の倉市民の里の建物を一般社団法人フォーレサンノクラ（多治見市三の倉町猪場252番地）に無償譲渡することとする。

議第90号 財産の無償貸付けについて

次の土地の無償貸付けを行うものとする。

- 1 所在地 多治見市三の倉町猪場37番の一部 他38筆
- 2 面積 157,524平方メートル
- 3 相手方 多治見市三の倉町猪場252番地
一般社団法人フォーレサンノクラ
代表理事 山田 輝幸
- 4 理由 令和7年度末で廃止する多治見市三の倉市民の里の土地を相手方に無償譲渡する方針であるが、無償譲渡するために土地の分筆登記が必要であるため、分筆登記が完了するまで当該土地の無償貸付けをする。
- 5 貸付期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

【位置図】



議第91号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市総合福祉センター
多治見市サンホーム滝呂
多治見市ふれあいセンター姫
- 2 指定管理者の名称等 多治見市太平町2丁目39番地の1
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会
会長 渡邊 哲郎
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
現在の指定管理者	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
評価		
評価項目	配点	得点
１．提案内容全体について	25	23.7

2. 提案内容について	35	30.9
3. 収支予算書について	15	13.5
4. 団体について	25	24.1
評価合計点	100	92 (少数点以下四捨五入)
	最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第5号に該当）。 (1) 現在の指定管理者の管理状況が極めて良好である。 ア 多治見市総合福祉センター 令和3年度 84点 良好 令和4年度 86点 極めて良好 令和5年度 86点 極めて良好 イ 多治見市サンホーム滝呂 令和3年度 85点 極めて良好 令和4年度 88点 極めて良好 令和5年度 88点 極めて良好 ウ 多治見市ふれあいセンター姫 令和3年度 84点 良好 令和4年度 86点 極めて良好 令和5年度 87点 極めて良好 (2) 引き続き同一の指定管理者を指定することにより、これまでの施設運営のノウハウを生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。 (3) 当該事由による選定は、1回目である。	
指定管理料	提案額（税込） （千円未満切上）	954,820千円 多治見市総合福祉センター 547,075千円 多治見市サンホーム滝呂 202,840千円 多治見市ふれあいセンター姫 204,905千円
	債務負担額	954,820千円 多治見市総合福祉センター 547,075千円 多治見市サンホーム滝呂 202,840千円 多治見市ふれあいセンター姫 204,905千円

議第92号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市児童発達支援センター

- 2 指定管理者の名称等 多治見市太平町2丁目39番地の1
 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会
 会長 渡邊 哲郎
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
現在の指定管理者	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案書全般	20	18.2
2. 提案内容	60	53.7
3. 収支計画	5	4.8
4. 組織	15	14.1
評価合計点	100	90.8
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	基本委託料（735,628千円）に、国が定める単位数に基づき毎月算定される報酬のうち、処遇改善加算、処遇改善特定加算及びベースアップ等加算を加えた額	基本委託料（735,630千円）に、国が定める単位数に基づき毎月算定される報酬のうち、処遇改善加算、処遇改善特定加算及びベースアップ等加算を加えた額

議第93号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市共栄児童館
 多治見市旭ヶ丘児童センター
- 2 指定管理者の名称等 東京都港区三田3丁目5番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー3階
 株式会社明日葉
 代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	株式会社明日葉		
現在の指定管理者	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会		
評価			
評価項目	配点		得点

1. 管理運営方針について	10	8.8
2. 施設運営について	10	8.2
3. 事業内容について	50	42.8
4. 収支予算書について	10	8.0
5. 指定管理者候補団体について	20	16.3
評価合計点	100	84.1
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点	A団体	83.5
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	117,867千円	117,940千円

議第94号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市中央児童館
多治見市市之倉児童センター
多治見市脇之島児童センター
- 2 指定管理者の名称等 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表理事 藤田 徹
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
現在の指定管理者	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 管理運営方針について	10	8.8
2. 施設運営について	10	8.7
3. 事業内容について	50	43.0
4. 収支予算書について	10	7.8
5. 指定管理者候補団体について	20	16.2
評価合計点	100	84.5
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	177,385千円	177,385千円

議第95号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市小泉交流センター
- 2 指定管理者の名称等 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 I S P タマビル
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表理事 藤田 徹
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで（5 年間）

選定結果

候補団体	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
現在の指定管理者	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 管理運営方針について	10	8.4
2. 施設運営について	10	8.6
3. 事業内容について	50	42.4
4. 収支予算書について	10	7.8
5. 指定管理者候補団体について	20	16.0
6. 複合施設について	20	16.9
評価合計点	120	100.1
	最低基準点 72点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	80,310千円	80,310千円

議第96号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市産業文化センター
- 2 指定管理者の名称等 愛知県名古屋市中区栄 2 丁目13番 1 号
株式会社ビーウェル
代表取締役 稲葉 泰秀
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで（5 年間）

選定結果

候補団体	株式会社ビーウェル	
現在の指定管理者	株式会社ビーウェル	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案について	25	19.0
2. 施設管理について	35	26.0

3. 収支計画について	25	17.0
4. 申請団体について	15	12.0
評価合計点	100	74.0
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点	他の応募団体なし	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	400,000千円	400,120千円

議第97号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市美濃焼ミュージアム
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体		公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者		公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価			
評価項目		配点	得点
1. 提案について		15	15.0
2. 提案の内容について		45	40.0
3. 収支計画について		15	13.0
4. 申請団体について		25	22.0
評価合計点		100	90.0
		最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第5号に該当）。 （1）現在の指定管理者の管理状況が極めて良好である。 令和3年度評価 88点 極めて良好 令和4年度評価 89点 極めて良好 令和5年度評価 85点 極めて良好 （2）引き続き同一の指定管理者を指定することにより、これまでの施設運営のノウハウを生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。 （3）非公募による選定は、2回目である。		
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額	

	178,870千円	178,870千円
--	-----------	-----------

議第98号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市モザイクタイルミュージアム
- 2 指定管理者の名称等 多治見市笠原町2082番地の5
一般財団法人たじみ・笠原タイル館
代表理事 虎澤 範宜
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	一般財団法人たじみ・笠原タイル館	
現在の指定管理者	一般財団法人たじみ・笠原タイル館	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 管理運営の基本方針	20	16.5
2. 収支計画について	10	8.0
3. 業務に関する提案	65	53.5
4. 団体の安定性について	5	3.5
5. 指定管理者からの提案事項（加点）	10	2.0
評価合計点	110	83.5
	最低基準点 60点	
非公募理由	①施設の管理に専門的かつ高度な技術等を要する場合において、専門的かつ高度な技術等を持つ団体を指定することにより、当該施設の有効な管理が図られると認められるため（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年規則第62号)第2条第3項第3号に該当）。 ②市の出資している団体その他の団体に管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、施設の設置目的を十分に達成することができるため（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第3項第6号に該当）。	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	284,940千円	284,940千円

議第99号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市文化工房
- 2 指定管理者の名称等 多治見市本町6丁目10番地の2

株式会社共栄電気炉製作所

代表取締役 牛田 拓造

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体		株式会社共栄電気炉製作所	
現在の指定管理者		株式会社共栄電気炉製作所	
評価			
評価項目		配点	得点
1. 提案について		40	37.0
2. 施設管理について		15	11.0
3. 収支計画について		15	10.0
4. 申請団体について		30	27.0
評価合計点		100	85.0
		最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第5号に該当）。 （1）現在の指定管理者の管理状況が極めて良好である。 令和3年度評価 88点 極めて良好 令和4年度評価 88点 極めて良好 令和5年度評価 89点 極めて良好 （2）引き続き同一の指定管理者を指定することにより、これまでの施設運営のノウハウを生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。 （3）非公募による選定は、2回目である。		
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額	
	139,285千円	139,285千円	

議第100号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 施設の名称 多治見市駅北立体駐車場
多治見市駅南ロータリー駐車場
多治見市駅北ロータリー駐車場
多治見市駅東原動機付自転車駐車場
- 指定管理者の名称等 多治見市本町3丁目25番地
一般社団法人多治見市観光協会
理事長 松島 祥久
- 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

選定結果

候補団体	一般社団法人多治見市観光協会				
現在の指定管理者	一般社団法人多治見市観光協会				
評価					
評価項目	配点		得点		
1. 提案内容の妥当性について	70		66.0		
2. 中心市街地活性化や街のにぎわいづくりに資する事業提案がなされているか	30		25.0		
評価合計点	100		91.0		
	最低基準点 60点				
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第6号に該当）。 （1） 一般社団法人多治見市観光協会は、市が出捐金を50%拠出している団体であり、中心市街地の活性化に関する調査、企画立案及びその実施を事業の一つとしている。このため、駐車場の管理運営にあたり、中心市街地の活性化に向けた戦略的な料金設定や、その収益のまちづくり及び観光事業への還元が期待できる。 （2） 駅北立体駐車場は、多治見駅北土地区画整理事業区域内に所在し、その運営は区域内及び周辺の土地利用に寄与することが期待されている。一般社団法人多治見市観光協会は、中心市街地の活性化を事業の一つとしており、その設置目的に沿った管理運営が期待できる。				
施設使用料の支払い	指定管理者は、施設使用料として、次に掲げる額を市に支払うものとする。 <table><tr><td>令和8年度 令和9年度 令和10年度</td><td>ア 年度当たり33,283,000円 イ 当該年度の利用料金収入からアに定める額及び施設運営費相当額59,736,000円を減じた額のうち3割の額</td></tr></table>			令和8年度 令和9年度 令和10年度	ア 年度当たり33,283,000円 イ 当該年度の利用料金収入からアに定める額及び施設運営費相当額59,736,000円を減じた額のうち3割の額
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ア 年度当たり33,283,000円 イ 当該年度の利用料金収入からアに定める額及び施設運営費相当額59,736,000円を減じた額のうち3割の額				

議第101号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市根本交流センター
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	30	29.8
2. 組織・運営体制	15	14.3
3. 収支計画	15	12.2
4. 経営能力	10	10.0
5. 公民館事業の提案	20	20.0
6. 児童館事業の提案	20	20.0
7. 複合施設を活かした提案	20	19.8
評価合計点	130	126.1
	最低基準点 78点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	150,700千円	150,700千円

議第102号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市精華交流センター
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	30	29.8
２．組織・運営体制	15	14.3
３．収支計画	15	11.5
４．経営能力	10	10.0
５．公民館事業の提案	20	20.0

6. 児童館事業の提案	20	20.0
7. 複合施設を活かした提案	20	19.8
評価合計点	130	125.4
	最低基準点 78点	
候補団体以外の団体の評価合計点	他の応募団体なし	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	156,195千円	156,195千円

議第103号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 施設の名称 多治見市学習館
多治見市図書館及び子ども情報センター
多治見市市民活動交流支援センター
- 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	30	30.0
２．組織・運営体制	15	15.0
３．収支計画	15	13.7
４．経営能力	10	10.0
５．事業の提案	30	29.0
評価合計点	100	97.7
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	1,413,235千円	1,413,235千円

議第104号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 施設の名称 多治見市旭ヶ丘公民館
- 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	30	29.8
2. 組織・運営体制	15	14.3
3. 収支計画	15	12.0
4. 経営能力	10	10.0
5. 公民館事業の提案	30	29.5
評価合計点	100	95.6
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	115,090千円	115,090千円

議第105号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

1 施設の名称 多治見市市之倉公民館

2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	30	29. 8
２．組織・運営体制	15	14. 3
３．収支計画	15	12. 7
４．経営能力	10	10. 0
５．公民館事業の提案	30	29. 5

評価合計点	100	96.3
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	114,785千円	114,785千円

議第106号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市南姫公民館
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	30	29.8
２．組織・運営体制	15	14.3
３．収支計画	15	12.0
４．経営能力	10	10.0
５．公民館事業の提案	30	29.5
評価合計点	100	95.6
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	123,100千円	123,100千円

議第107号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市脇之島公民館
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	30	29. 8
２．組織・運営体制	15	14. 3
３．収支計画	15	12. 7
４．経営能力	10	10. 0
５．公民館事業の提案	30	29. 5
評価合計点	100	96. 3
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	120, 120千円	120, 120千円

議第108号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 施設の名称 多治見市小泉公民館
- 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	30	29.8
2. 組織・運営体制	15	14.3
3. 収支計画	15	12.0
4. 経営能力	10	10.0
5. 公民館事業の提案	30	29.5
評価合計点	100	95.6
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額

	128,790千円	128,790千円
--	-----------	-----------

議第109号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市笠原交流センター
多治見市笠原体育館
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	30	29.8
2. 組織・運営体制	15	14.0
3. 収支計画	15	14.0
4. 経営能力	10	10.0
5. 公民館事業の提案	20	19.5
6. 児童館事業の提案	20	19.5
7. 体育館事業の提案	20	19.5
8. 複合施設を活かした提案	20	17.3
評価合計点	150	143.6
	最低基準点 90点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	592,380千円	592,380千円

議第110号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市文化会館
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．施設運営の基本的な考え方	30	29.4
２．組織・運営体制	15	13.8
３．収支計画	15	14.1
４．経営能力	10	9.2
５．事業の提案	30	28.0
評価合計点	100	94.5
	最低基準点 60.0点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	576,645千円	576,645千円

議第111号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市総合体育館
多治見市指定公園
多治見市運動場

- 2 指定管理者の名称等 感謝と挑戦のK G I グループ

代表構成員 東京都品川区東品川4丁目10番1号
コナミスポーツ株式会社
代表取締役社長 室田 健志

構成員 岐阜市藪田南3丁目7番20号
株式会社技研サービス
代表取締役 棚橋 泰之

構成員 愛知県名古屋市中瑞穂区中山町6丁目3番地の2
岩間造園株式会社
代表取締役 岩間 紀久裕

- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	感謝と挑戦の K G I グループ		
現在の指定管理者	感謝と挑戦の K G I グループ		
評価			
評価項目	配点		得点

1. 施設運営の基本的な考え方	30	29.6
2. 組織・運営体制	15	14.4
3. 収支計画	15	13.4
4. 経営能力	10	9.2
5. 体育館事業の提案	30	28.8
6. 屋外体育施設事業・公園事業の提案	30	26.4
評価合計点	130	121.8
	最低基準点 78.0点	
候補団体以外の団体の評価合計点	A団体	119.0
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	745,850千円	750,850千円

議第112号 多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条に掲げる事務（戸籍謄本、納税証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書等の交付の請求の受付及び引渡し）を多治見市之倉郵便局に取り扱わせることとする。

（1）取扱期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで。ただし、当該期間の満了の3箇月前までに、多治見市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

（2）提案要旨

郵便局に委託できる業務は、本議案に掲げる5事務以外にも多様にあるが、これら特定5事務については、個人情報保護、正確な事務処理の確保の必要性といった観点から慎重な手続を要するものであることから、事務取扱郵便局を指定するに当たっては、法第3条第3項において議会の議決を要件としている。

令和7年4月現在、全国139市区町村が委託し、473の郵便局で公的証明書発行業務が実施されている。

本市では公共施設適正配置計画において地区事務所の業務委託又は集約化を進める方向性を示している。

市之倉事務所については、次の理由により多治見市之倉郵便局に委託することとした。

ア 施設の老朽化

イ 公民館等の併設施設がないことにより防犯上の不安がある。

ウ 市之倉事務所と市之倉郵便局の距離が300メートルほどで、利便性への影響が小さい。

議第113号 多治見市教育委員会委員の任命について

大嶽 和好（おおたけ かずよし）委員が令和7年9月30日に任期満了となるため、伊藤 芳博（いとう よしひろ）氏を新たに多治見市教育委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：4人

職務：教育委員会の構成員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条各号に掲げられた職務権限の適正な行使を担う。

（多治見市教育委員の職務に関する要綱（平成22年教育委員会告示第31号）第2条）

議第114号 多治見市公平委員会委員の選任について

笠島 早苗（かさとり さなえ）委員が令和7年9月28日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市公平委員会委員に選任する。

【参考】

委員数：3人

所掌事務：（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項）

諮第1号 人権擁護委員の推薦について

久野 智子（くの ともこ）委員及び田財 博史（たざい ひろし）委員が令和7年12月31日に任期満了となるため、両氏を引き続き、人権擁護委員として推薦する。

【参考】

委員数：10人

職務：（1）自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。

（2）民間における人権擁護運動の助長に努めること。

（3）人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

（4）貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

（5）その他人権の擁護に努めること。

（人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第11条）